平成２４年（フ）第１９９５号
大阪市淀川区塚本２丁目21番15号　塚本モリビル　４Ｂ号
債務者　平尾　幸子（旧姓舟田）
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１９９８号
大阪市都島区友渕町３丁目３番19号　ローズマンション友渕108号
債務者　前津美保子
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２０００号
大阪市西成区天下茶屋１丁目２番19号　ゆりハイツ102号
債務者　作田　徳雄
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２００３号
大阪府大阪市鶴見区横堤４丁目12番18号ＫＨＳＢＬＤ横堤401
債務者　福岡　孝洋
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２２８号
神戸市東灘区北青木３丁目13番７―201号
債務者　堀　　正子
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７３号
兵庫県宝塚市山本中２丁目２番12号　ファインヴィレッジＣ号、前住所大阪府吹田市江坂町２丁目１番35―207号
債務者　小野　孝文
1　決定年月日時　平成24年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第７９号
兵庫県伊丹市宮ノ前３丁目５番18号
債務者　佐々木美佳
1　決定年月日時　平成24年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第７８号
愛媛県松山市束本１丁目５番45号　美幸ハイツ22号
債務者　廣川　寿樹
1　決定年月日時　平成24年４月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３４号
愛媛県今治市大西町別府2417番地５　別府ハイツＮｏ．２―201
債務者　南　　達哉
1　決定年月日時　平成24年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２４年（フ）第３５号
愛媛県今治市大西町別府2417番地５　別府ハイツＮｏ．２―201
債務者　南　　美和
1　決定年月日時　平成24年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２４年（フ）第４０号
宮崎県北諸県郡三股町大字樺山5098―１コーポＩＢＵＳＵＫＩⅡ棟201号室、住民票上の住所宮崎県北諸県郡三股町大字宮村2993番地３グリーンコーポ植木Ａ―106
債務者　與儀美勇喜（旧姓高垣）
1　決定年月日時　平成24年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第７５号
福井市二の宮４丁目19番27号
債務者　大丁　崇司
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第７９号
福井県鯖江市水落町３丁目６番34号　つつじ苑201、旧住所福井県鯖江市舟津町１丁目２番24―３号
債務者　宇坪　啓吾
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第８４号
福井市大島町戌亥201番地　パセオＭＫマンション大島503
債務者　前　　幸子
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３２９号
愛知県愛西市西川端町長田池55番地
債務者　水谷　正明
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３９７号
名古屋市南区鳴尾１丁目249番地の２　星園荘７号
債務者　畑田　　伸
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部